



持続可能な地方税財政基盤の確立

▶ 必要な行政サービスを提供し続けるためには、必要な財政需要に適切に対応しつ つ、持続可能な地方税財政基盤を確立し、次世代に引き継いでいく必要がある。

1. 提案•要望内容 ___

【提案・要望先】内閣府・総務省・環境省

- (1) 地方交付税総額等の確保・充実
- 交付税率引き上げ等による地方交付税総額の確保・充実および臨時財政対策債の 廃止・縮減
- 地方創生臨時交付金の算定方法見直し

(2) CO2ネットゼロ推進のための税財源等の確保・充実

- 炭素税の導入にあたり地方配分を行うなど、国の 2050 年カーボンニュートラルに 向けた地方の対応策の状況を踏まえた地方税財源の確保・充実
- 公共用および公用施設における省エネルギーの推進に係る地方財政措置の充実

(3) 税収帰属の適正化に向けた地方税制改革

- 事業活動等の実態を反映した地方法人課税制度の検討
 - ・応益課税の性格を踏まえた法人事業税の分割基準の見直し
 - ・デジタル課税に係る新たな地方法人課税制度の検討

2. 提案・要望の理由

- (1) 地方交付税総額等の確保・充実
 - 地方財政の現状等を踏まえ、地方交付税の法定率の引き上げや臨時財政対策債の 廃止・縮減を含めた抜本的改革等、地方交付税総額の確保・充実が必要
 - 特に、臨時費目については、その全てについて延長が必要
 - また、令和5年度から施行される地方公務員の定年引上げに当たり、地方の財政 負担については、適切な地方財政措置が必要
 - 地方創生臨時交付金のうち「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」 について、自治体における電力・ガス・食料品等価格高騰の状況に関係のない、3 回目・4回目ワクチン接種率といった指標による算定方法の見直しが必要

(2) CO2ネットゼロ推進のための税財源等の確保・充実

- 2050 年カーボンニュートラルに向けて、国全体での取組が必要な中で、地方においても対応が必要
- 地方において発生する追加の需要を的確に反映した上で、現在検討中の炭素税の 導入に当たって適切に地方へ配分するなど、税財源の確保・充実が必要
- 公共用および公用施設の省エネ化を推進するため、新設・建替えに対する地方財政 措置の充実が必要

(3) 税収帰属の適正化に向けた地方税制改革

- 法人事業税の分割基準については、フランチャイズ企業等、事業形態の多様化と行 政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源帰属の適正化を図ることが必要
- デジタル課税に係る新たな国際ルールの制定により、日本に帰属する法人の利益が 増加する場合は、それを国税のみならず、地方税にも適切に反映させることが必要

(本県の取組状況と課題)

(1) 地方交付税総額等の確保・充実

- 社会保障関係費の増嵩、公共施設等の老朽化や国土強靱化への対策など、拡大する行政需要に適切に対応するため、地方税財源の確保・充実が不可欠である。
- 少子化や人口減少、地域社会の維持再生、地方の DX の推進など、様々な行政課題は継続して存在していることから、臨時費目については、引き続き、財政上の措置が必要である。
- 特に、「地域デジタル社会推進費」については、令和4年度を期限とされているところであるが、令和7年度までを計画年度とする総務省の「自治体 DX 推進計画」に基づき、本県も令和4年度を始期とする「滋賀県 DX 推進戦略」を策定し集中的に取り組むこととしていることから、継続が必要である。
- また、令和5年度から施行される地方公務員の定年引上げに当たり、地方の財政 負担が生じることのないよう、適切な地方財政措置が必要である。

(2) CO2ネットゼロ推進のための税財源等の確保・充実

- 国で 2050 年カーボンニュートラルに向けて、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指しているが、本県でも、「CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」を策定し、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 50%削減することを目指している。
- 令和4年度の普通交付税の包括算定経費の算定において、事業者・住民の脱炭素 化に関する活動の促進に要する経費を新たに措置いただいたところであるが、本県 の令和4年度当初予算では、約64億円の所要経費を計上している。
- こういった地方の需要に的確に対応するためには、現在検討中の炭素税の導入の際は、適切に地方に配分する等により、地方税財源の確保・充実が不可欠。
- なお、炭素税の導入により、既存税制が見直される場合には、地方税収への影響 にも配慮が必要。
- 県が率先して公共施設等の ZEB 化や高効率機器の導入などによる省エネ化を推進していくにあたり、新設・建替えにおける脱炭素化に資する部分を対象とする新たな地方財政措置が必要。

(3) 税収帰属の適正化に向けた地方税制改革

○ フランチャイズ店舗では事業活動により生み出された収益の一部がロイヤリティ として本部企業の収益になる一方で、当該店舗は本部企業の分割基準の対象となら ないなど、事業活動に応じた税収が県に十分に帰属していない。

要望内容: フランチャイズ企業においてはフランチャイズ店舗を本部企業のみなし事業所とするなど、企業の組織形態や事業活動の変化に対応した分割基準の見直しを図ること

○ 既存の国際課税原則では適正な課税が困難である企業に対する新たな課税(デジタル課税)に係る国際的なルールの制定作業がOECDで進められているところであるが、その結果が地方税制へどう反映されることになるのかが不透明である。

要望内容:新型コロナウイルス感染症により、電子商取引等は拡大が続くと見込まれる。新たな国際ルール制定時には、国税のみならず、地方税収に適切に反映される法人課税制度を検討すること。

担当:(1) 総務部財政課財政企画係/市町振興課財政係 TEL 077-528-3182/3237 総合企画部 DX 推進課地域 DX 連携推進室/企画調整課 TEL 077-528-3380/3313

(2) 総務部財政課財政企画係/市町振興課財政係 TEL 077-528-3182/3237 総務部行政経営推進課経営企画係 TEL 077-528-3290 総合企画部 CO₂ ネットゼロ推進課計画調整係 TEL 077-528-3493

(3) 総務部税政課企画管理係 TEL 077-528-3211